

令和7年6月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等について
では、○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年6月10日（火曜日） 午後1時30分

2 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員

1番 野田 和宏	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 日隈 博文	5番 佐藤裕美子	6番 (欠席)
7番 武石 俊一		

4 出席農地利用最適化推進委員

1番 佐藤 豊	2番 佐藤 一男	3番 衛藤 卓志
4番 井上 和洋	5番 森 宗一	6番 武石 賢一
7番 (欠席)	8番 瀧石 久男	9番 小田 和彦
10番 春田 幸治	11番 松木 廣宣	12番 (欠席)

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について
報告第5号 令和6年度最適化活動の点検について

6 出席農業委員会事務局職員

事務局長	柳井田博隆	主幹（統括）	梅木 嘉子
専門幹	和田 育男	主査	樋口亜衣子

7 会議の概要	
事務局長	<p>本日は、大雨で足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より、令和7年6月定例総会を開催します。</p> <p>では、着座して進めさせていただきます。</p> <p>最初に、武石会長、あいさつをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>こんにちは。</p> <p>私以外の方は農繁期が終わったのではないかと思いますが、まだ、1回起こしただけの田んぼもあり、月末までぐらいまではまだ田植えをしなければならない状況です。</p> <p>ご覧のとおり、今日も雨、朝から大雨で、明日も雨の予報で、本日の委員会開催も、直前まで様子をみましょうということにしました。</p> <p>先般、5月28日に、局長といっしょに全国農業委員会会長大会に東京まで行かせていただきました。</p> <p>その中で、米価の話が多く出ましたが、国会議員との意見交換会の中でも、あまりにも農家をないがしろにしているのではないか、農家が悪いのではない、お互いに消費者も歩み寄って、お互いの生活を守るように努力しなければならないと思っています。</p> <p>物が高い、野菜が高い、これは農家が悪いではありません。</p> <p>今回、農業再生施策として、価格安定の対策もとられるのではないかと聞いています。</p> <p>国も、いろいろな対策をとったり、考えたりしているようありますので、どうかみなさん、安心して米作りを行っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、早速、委員会を始めたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員定数7名に対し、6名の出席でありますので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がありましたら、必ず、挙手ののち、議長の承認のうえ、発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話の電源をお切りください。離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により、会長</p>

	<p>が議長となります。</p> <p>以降、議事の進行につきましては、武石会長、よろしくお願ひします。</p>
議長（会長）	<p>本日は、小野委員が体調不良のため、柳井田推進委員が大雨のため、道路が一部不通になったため、欠席となります。</p> <p>それでは、議事録署名人の指名ですが、 1番野田委員、2番江藤委員にお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>（事務局の説明：番号1～番号4）</p>
事務局	<p>お疲れさまです。</p> <p>早速、議案の説明をいたします。着席して説明いたします。</p> <p>議案集1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、番号2の申請取り下げがありましたので、お伝えします。</p> <p>番号2番大字○○○字○○○○○番○です。</p> <p>登記簿地目は畠で、面積は、29m²です。</p> <p>土地の譲渡人は、○○○の○○○○さんです。</p> <p>申請者及び土地の譲受人は、○○○の○○○○さんです。</p> <p>譲渡目的は 売買です。</p> <p>取り下げ日は、6月4日、取り下げの理由は、申請者の都合によるものです。</p> <p>お手数おかけしますが、お手元の資料で、横線で削除をお願いします。</p>
事務局	<p>では、説明を行います。</p> <p>番号1番大字○○字○○○○○○番○です。</p> <p>登記簿地目は田で、面積は、1,742m²です。</p> <p>土地の譲渡人は、○○○の○○○○さんです。</p> <p>申請者及び土地の譲受人は、○○の○○○○さんです。</p>

	<p>担当委員は、6番小野委員です。 譲渡目的は、売買です。</p>
事務局	<p>続きまして、番号3番大字○字○○○○○番○外1筆です。 登記簿地目は田で、合計面積は、792m²です。 土地の譲渡人は、○○○の○○○○さんです。 申請者及び土地の譲受人は、○○○の○○○○さんです。 担当委員は、4番日隈委員です。 譲渡目的は、売買です。</p>
事務局	<p>次に2ページをお開きください。 番号4番大字○字○○○○○○番○外1筆 です。 登記簿地目は田で、合計面積は、280m²です。 土地の譲渡人及び申請者は、○○○の○○○○さんです。 土地の譲受人は、○○○の○○○○さんです。 担当委員は、4番日隈委員です。 譲渡目的は、贈与です。 以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、番号1について、担当委員の説明を、6番小野委員が欠席のため、春田推進委員にお願いします。</p>
八幡①推進委員	<p>はい。みなさんこんにちは。本日は、小野委員が欠席のため、私の方から説明をさせていただきます。 番号1について報告します。 6月7日、申請者の○○さんと小野委員の3人で、現地調査を行いました。 土地の所在は、○○○○○○から北側に500m入った○○地区です。水稻を中心とした兼業農家である申請者の○○さんが、草刈り等の管理をしており、今回譲り受けるものです。 現況は畑で、栗など果樹が植えられています。 権利の内容は、所有権の移動です。 売買の理由は、所有者が遠方に住んでいるため、農業に従事できなくなつたためです。 譲受人の耕作距離は、自宅から10メートルぐらいで、隣接地になり、耕作は可能です。 農機具もそろっており、奥さんと2人で耕作する予定です。</p>

	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長（会長）	<p>それでは、番号3について、担当委員の説明を、4番日隈委員にお願いします。</p>
4番委員	<p>それでは、番号3について、調査結果の報告をします。</p> <p>6月1日、申請者の○○さん、佐藤豊推進委員、私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>土地の所在は、○○○○○の○○をしている○○○さんの裏側になります。</p> <p>野菜を中心とした兼業農家の譲受人が、取得して耕作する予定です。現地には、コーンやウリ科作物等を植える予定です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転、譲渡人が、別府市在住のため、耕作ができないとの理由から譲り渡すものです。</p> <p>譲受人の通作距離は、1km程度で、耕作可能です。</p> <p>譲受人の所有農地は全て耕作管理しており、農機具の所有状況は、トラクター等を所有しています。</p> <p>農業従事者は、本人、両親、弟がおり、今後の耕作に問題ありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>佐藤豊推進委員、補足説明がありますか。</p>
森①推進委員	<p>特にありません。</p>
議長（会長）	<p>次に、番号4について、担当委員の説明を、4番日隈委員にお願いします。</p>
4番委員	<p>それでは、番号4について、調査結果の報告をします。</p> <p>6月1日、申請者の○○さん、佐藤豊推進委員、私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>土地の所在は、○○から○○に向かう○○の手前の○○集落の中にになります。</p> <p>果樹を中心とした兼業農家の申請人が取得し、野菜などを栽培する予定です。</p> <p>現況は田、畑で、かぼちゃ、なすなどを作付ける計画です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人は○○○に在住しているた</p>

	<p>め、耕作ができない事情による権利の移転です。</p> <p>譲受人の耕作距離は、2kmぐらいで耕作可能です。</p> <p>農機具の所有状況は、小型耕運機の管理機などです。</p> <p>農業従事者は、本人と○○○在住の弟さんが、手伝うということで、今後の耕作に問題はありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	佐藤豊推進委員、補足説明がありますか。
森①推進委員	特にありません。
議長（会長）	それでは、3件の3条の説明が終わりましたが、番号1から審議に入りたいと思います。
議長（会長）	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（会長）	ないようでしたら、採決を行います。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の番号1について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長（会長）	全員賛成です。 議案第1号の番号1については、原案のとおり可決いたします。
議長（会長）	次に、番号3について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（会長）	譲受人の○○さんの住所が○○○となっているが…。
4番委員	住所は○○○となっていますが、実家は○の○○○○○○○○○○○○の近くにあります。
議長（会長）	耕作距離はどのくらいですか。
4番委員	実家から500mくらいです。
事務局	事務局から、補足説明をします。 ○○さんには、両親やご兄弟がいらっしゃって、家族でいっしょに耕作をするということを受付時に確認しています。

	<p>基準となる年間農業従事日数というものがあるのですが、農地法の中では、世帯の合計でよいことになっており、○○さんは○○○に住所がありますが、毎週末玖珠に帰って農業に従事するという確認がとれています。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	他にありませんか。
議長（会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の番号3について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第1号の番号3については、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（会長）	次に、番号4について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の番号4について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第1号の番号4については、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（会長）	次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>議案集3ページをお開きください。</p> <p>番号1番、大字○○字○○○○○番○です。</p> <p>登記簿地目は 田、面積は、683m²です。</p> <p>(スライドを見ながら現地の説明を行う)</p> <p>申請者は、○○○の○○○○さん、転用目的は、昭和47年頃から宅地として使用していたためです。</p> <p>追認案件となります。</p> <p>担当委員は、2番 江藤委員です。</p>

	以上です。
議長（会長）	それでは、番号1について、担当委員の説明を、2番江藤委員にお願いします。
2番委員	<p>それでは、番号1について、調査結果の報告をします。</p> <p>6月4日、申請者の〇〇さん、森推進委員、事務局で現地の確認を行いました。</p> <p>土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇〇番〇です。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇方面に入った住宅地の中にあり、〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接しています。</p> <p>現状は、宅地で、昭和47年11月頃に、亡くなったお父様が家を建てる時に、地目変更をしていなかったようです。</p> <p>今回、相続登記を行った結果、地目変更がされていないことが判明しました。</p> <p>無断転用となりますので、始末書の提出を受けています。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	森推進委員、他に何かありますか。
玖珠②推進委員	特にありません。
議長（会長）	それでは、番号1について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の番号1について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第2号の番号1については、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（会長）	次に、議案第3号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>続きまして、議案第3号非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>議案集4ページをお開きください。</p> <p>番号1大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番です。</p>

	<p>登記簿地目は田で、面積は、82m²です。</p> <p>申請者は、○○○の○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○さんです。</p> <p>非農地の理由は、昭和26年に、上記の申請者が、○○○○施設管理のため、取得して、使用していましたが、現況が非農地化しているためです。</p> <p>担当委員は、1番野田委員 です。</p> <p>一言、補足ですが、現地は、○○○集落から○○川の対岸にあるのですが、道がなく寄り付ける場所ではありませんので、今回の現場立ち合いの場所は、○○○○○の○○○○○の斜め向かいの広くなっている駐車スペース内で行いました。</p> <p>(スライドを見ながら現地の説明を行う)</p> <p>そこから、航空写真などを見ながら、全員で確認したところです。</p> <p>通常は、非農地証明願いによる現地確認は、現場を確認するのが基本ですが、現場に行けないとか、危険な場所にある場合などは、写真などで確認する場合もあります。</p> <p>今回、現場までの状況から、関係者の安全確保の意味からも、写真による確認とさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、番号1について、担当委員の説明を、1番野田委員にお願いします。</p>
1番委員	<p>それでは、番号1について、現地確認の報告を行います。</p> <p>6月3日、○○○○の○○の○○さん、小田推進委員、事務局で現地の確認を行いました。</p> <p>土地の所在は、大字○○字○○○○○○番で、みなさんにわかりやすく説明しますと、○○○○○の○○○方面へ向かって、○○○○○から向かって○○川の方向に位置しています。</p> <p>事務局の方から、現地への道が厳しいと事前に連絡がありましたので、早めに現地に行って、刈払機で作業を行おうとしましたが、延長もあり、私有地の中を通っていかなければならない、川沿いのがけ地付近であるなど理由から、航空写真と以前、申請者が何とか対岸まで行って撮影した写真などで、確認を行いました。</p> <p>取得したのが76年前ということで、長い年月で周囲には杉や竹が覆い茂り、近づくことができない状況です。</p> <p>非農地として、特に問題ないと思われます。</p>

	<p>今回の案件は、〇〇で財産の整理を行っていた段階で、判明したものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長（会長）	小田推進委員、他に何かありますか。
北山田③推進委員	ただいま、野田委員さんが説明したとおりですが、〇〇の〇〇さんからお話を聞いたのですが、〇〇〇〇や〇〇〇〇〇で、農業委員の方から〇〇へ今回のような非農地の申請があったということです。
議長（会長）	それでは、番号1について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（会長）	ないようでしたら、採決を行います。 議案第3号非農地証明願い番号1について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長（会長）	全員賛成です。 議案第3号非農地証明願い番号1については、原案のとおり可決いたします。
議長（会長）	次に、報告第1号から報告第5号までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告事項の報告第1号からご説明をさせていただきます。別冊でお配りしております農用地利用集積等促進計画をお開きください。 報告第1号の、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。 詳細は、ご一読ください。
事務局	続きまして、報告第2号の説明を行います。 議案集5ページをお開きください。記載ページは、5ページから、11ページまでになります。 農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が9件提出されております。詳細は、ご一読ください。
事務局	続きまして、報告第3号の説明を行います。

	<p>議案集の12ページから18ページにかけて記載しております。</p> <p>報告第3号農地法第18条合意解約通知書が、13件提出されています。</p> <p>詳細は、ご一読ください。</p>
事務局	<p>続きまして、報告第4号の説明を行います。</p> <p>19ページから24ページにかけて記載しております。</p> <p>今回、報告する法人は、5法人です。</p> <p>全ての法人が要件を満たしている事を報告します。</p> <p>各法人の内容は、20ページ以降に記載しておりますので、ご一読をお願いします。</p>
事務局	<p>最後に、報告第5号の説明を行います。</p> <p>令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の状況についての点検の公表になります。これは、毎年、5月に目標を作り、その実績（正しくは「点検といいます）を6月の定例会に報告をするものです。</p> <p>今年度の目標は、5月にお配りしたものです。</p> <p>記載内容は、6年度の実績内容を記載しております。</p> <p>実績内容のうち、主な点を説明します。</p> <p>4ページをお開きください。中段から少し下に、（3）新規参入の促進、①現状及び課題が記載されています。</p> <p>4・5年度の新規参入者は1名でしたが、6年度は5名と大きく増えています。増えた背景及び理由の一部をご紹介します。</p> <p>内容は、町内の複数の専業農家の方々が、玖珠町で就農したいと希望があった方へ、農地の紹介、技術の習得などのサポートを行うとともに、新規就農者と一緒に、役場内の関係部署や、西部振興局の新規就農担当部署との連携を行いました。</p> <p>農業従事者が増えたことは、大変、喜ばしいことです。</p> <p>委員の皆さんには、知り合いの方、農業を始めたい等の相談があった場合は、是非、ご対応・ご教示をお願いします。</p> <p>詳細は、ご確認ください。</p>
議長（会長）	それでは、報告第1号から報告第5号まで、質疑はありませんか。
八幡②推進委員	報告第5号についてですが、新規就農者は、毎年チェックしているのですか。

事務局	チェックの方法は、農政部門が行っており、そのデータをいただいている。
議長（会長）	他にありませんか。
玖珠③推進委員	今の関連ですが、新規就農の方が1年、2年と就農して、その報告というのはあるのですか。 就農状況の報告とかあるのですか。
事務局	農業委員会としてはないです。 ただし、農政関係の協議会などに農業委員会の会長が会のメンバーとなっていますので、情報は共有できるようになっています。
議長（会長）	新規就農は、農地を持たないと、町から補助が出ません。アルバイト的な従事ではだめです。 ○○地区に現在2名の新規就農者が頑張っているのですが、午前中は、指導者の所で作業をしながら勉強し、午後は、自分の分の農作業を行っています。 毎年7月に、新規就農者の審査会があります。
事務局	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長（会長）	引き続き、協議・報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	事務局の説明（連絡事項等）
議長（会長）	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長（会長）	よろしいですか。
議長（会長）	それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会6月定例総会を閉会します。

午後2時23分 閉会

玖珠町農業委員会會議規則第13条第2項の規定によりここに署名捺印した。

令和7年6月10日

玖珠町農業委員会会长 武石俊一

署名委員（1番） 野田和宏

署名委員（2番） 江藤徳幸